

熊本地震にかかる授業料免除の 取り扱いについて

被災者救済のため、授業料免除を「特別の事情」として、申込みを受け付けます。
申請希望者は、経済支援係まで申し出てください。

対象者： 2016年4月に発生した、熊本、大分等での地震により、家族が罹災し、経済的援助が困難となった場合等（原則、罹災証明書が提出可能な者。提出不可の場合、応相談。）で、授業料免除の「特別の事情」による申請を希望する者。

受付場所： 学生センター2階 経済支援係窓口

注意： 「特別の事情」が適用された場合は、**学力審査は行いません**。経済審査は行いますので、**選考結果が必ず免除になるわけではありません**。「特別の事情」が適用されるのは、2016年度の春学期または秋学期の**1回のみ**になります。

掲示期限：平成28年10月6日まで

平成28年4月18日
学務部学生支援課経済支援係